第三項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第一項又	び復興特別所得

に、「第十八条の十三の六第六項第二号」を「第十八条の十三の六第四項第二号」に、「第十八条の十三の六第六項第三号」を「第十八条の十三の六第四項第三号」に、「第十八条の十三の六第六項第四号」を「第十八条の十三の六第四項第四号」に、「第十八条の十三の六第六項第五号及び第六号」を「第十八条の十三の六第四項第五号及び第六号」に、

第十八条の十三の七第五項第六号	及び
第十八条の十五の十一第二項第九号イ	所得税の額、
第十八条の十五の十一第二項第九号ロ	所得税の額

を

第十八条の十三の七第五項第六号	及び

に改め、同条第三項第一号中「第七十条又は」を「第七十条、」に改め、

及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに	
所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額、	
所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	

を

及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに	

に改め、同条第三項第一号中「第七十条又は」を「第七十条、」に改め、「第七十一条」の下に「又は外国居住者等所得相互免除法施行規則第十三条の二において準用する租税条約等実施特例省令第十四条の二」を加え、同条第四項第一号中「まで又は」を「まで、」に改め、「第九条の十まで」の下に「又は第十四条の二」を加える。

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第八条第一項の表租税特別措置法施行規則の項の改正規定（

第十八条の十三の七第五項第六号	及び
第十八条の十五の十一第二項第九号イ	所得税の額、
第十八条の十五の十一第二項第九号ロ	所得税の額

及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに	
所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額、	
所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額	

を

第十八条の十三の七第五項第六号	及び

に改める部分を除く。）、同条第三項第一号の改正規定及び同条第四項第一号の改正規定　令和三年四月一日

及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額並びに	